

平成27年度 行政評価シート

1 取組の概要

取組名	留守家庭児童会の運営負担金の見直し		
取組の概要	留守家庭児童会のサービス拡充及び受益と負担の観点から、運営負担金の見直しを行う。		
取組の実施予定時期	平成28年度	所管部局	子育て支援部こども育成課

2 対象事業の概要

事業名	留守家庭児童会運営事業		
事業目的	保護者が就労等によって昼間家庭にいない児童の健全な育成を図るとともに、保護者が安心して働ける環境づくりを推進し、子育てと仕事の両立支援を行うこと。		
事業の実施根拠	児童福祉法第6条の3第2項、旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例、旭川市留守家庭児童会運営負担金徴収条例		
事業の開始時期	昭和41年度		
利用対象者	保護者が就労等によって昼間家庭にいない小学生		
事業内容	①対象者の健康管理・安全確保・情緒の安定に努める。②遊びの活動への意欲と態度を形成させる。③遊びを通して自主性・社会性・創造性を培う。④対象者の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡⑤その他、対象者の健全育成上必要な活動		
運営方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直営	(平成27年度の職員体制) 正職員3人, 臨時職員2人, 嘱託職員270人	
	<input type="checkbox"/> 指定管理又は委託	(委託等の内容) (平成27年度の職員体制) 正職員 人, 臨時職員 人	
料金制度	<input type="checkbox"/> 使用料 <input type="checkbox"/> 手数料 <input checked="" type="checkbox"/> 負担金 <input type="checkbox"/> その他()		
減免制度	旭川市留守家庭児童会運営負担金徴収条例第3条、旭川市留守家庭児童会運営負担金徴収条例施行規則第3条に規定(旭川市教育委員会が認定した就学援助基準による要保護児童は免除、準要保護児童は2分の1減額。同一世帯で2人以上の児童が入会するとき、第2子目以降の児童について2分の1減額)		
類似施設 (民間の施設を含む)	①民間の児童クラブ ②一部の認可外保育所		
類似施設との違い	①利用対象者, 設置目的, 設置基準, 学校の関与の有無等 ②設置基準, 学校の関与の有無等		

※施設が複数個所に及ぶ場合は別に資料を作成して下さい。

3 対象事業の運営状況

(1) 収支状況

(単位:千円)

経費の内容		留守家庭児童会の運営経費					
年度		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	備考	
内訳		(決算)	(決算)	(決算見込)	(予算)		
収入	運営負担金	52,290	57,106	61,756	74,888		
	国庫支出金	55,961	66,436	81,493	98,534		
	道支出金	-	-	-	98,534		
	諸収入	28	25	0	150		
	合計(A)	108,279	123,567	143,249	272,106		
支出	事業費	227,436	261,346	304,330	377,271		
	留守家庭児童会運営費	221,049	228,839	264,796	333,094		
	留守家庭児童会開設費	6,387	31,269	35,186	39,992		
	留守家庭児童会複数校受入事業費	-	-	3,883	3,148		
	留守家庭児童会施設補修費	-	1,238	465	1,037		
	人件費	22,032	21,996	15,392	22,885		
	正職員	人工	3	3	2	3	
		金額	22,032	21,996	14,444	21,582	
	正職員以外	人工	0	0	1	1	
		金額	0	0	948	1,303	
合計(B)	249,468	283,342	319,722	400,156			
差引(合計(A)-合計(B))		-141,189	-159,775	-176,473	-128,050		

※人件費(正職員分)は、平成24年度7,344千円、平成25年度7,332千円、平成26年度7,222千円、平成27年度は7,194千円で計算すること。

(2) 利用状況等

年度		H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	備考
年度末現在の状況		(実績)	(実績)	(実績)	(見込み)	
留守家庭児童会数		52	56	60	66	
延べ利用児童数(人)		2,183	2,305	2,491	2,800	
配置支援員数(人)		226	223	237	270	4月1日の人数

(3)見直し,改善等の経過

年度	内容
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに1か所の留守家庭児童会を開設した。 ・特別支援児童(H24.5.1時点 受入38か所, 80人)に対して, 代替支援員の加配を実施した。
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに5か所の留守家庭児童会を開設(準備含む)し, 1か所を移転拡充した。 ・常勤支援員に対し, 特別支援児童への対応を専門としている講師による研修会を実施した。 ・特別支援児童(H25.5.1時点 受入40か所, 113人)に対して, 代替指導員の加配を実施した。
平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに5か所の留守家庭児童会を開設(準備含む)した。 ・常勤支援員に夏期休暇を付与することとなり, 代替支援員の加配を実施した。 ・特別支援児童(H26.5.1時点 受入47か所, 142人)に対して, 代替支援員の加配を実施した。
平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度に制定した旭川市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の基準を満たすため, 既存の児童会の分割, 常勤支援員の増加を図る予定(5年間の経過措置あり)。また, 常勤支援員に北海道による研修を受講させるため, 代替支援員を加配する必要がある。 ・特別支援児童(H27.5.1時点 受入39か所, 145人)に対して, 代替支援員の加配を実施する。 ・事業費が年々増大しているため, 受益と負担の観点から運営負担金の見直しを行う予定。

4 取組に係る他市の状況

市名	状況
札幌市	留守家庭児童会は「公益財団法人さっぽろ青少年女性活動協会」が運営しており。現在の利用料は, 8:45~18:00の時間帯のみの利用者は無料, 8:00~8:45または18:00~19:00(有料時間帯)の利用者は月額2,000円, 夏休みや冬休み等の長期休業期間のみ有料時間帯を利用する場合は一期間2,000円。
函館市	直営の留守家庭児童会がなく, 現在の利用料は10,000円~15,000円程度で各運営主体によってまちまち。
川越市	平成23年度に条例改正し, 平成24年度から段階的に引き上げている。平成23年度まで3,000円だった負担金を, 平成24年度5,000円, 平成25年度6,000円, 平成26年度7,000円, 平成27年度以降8,000円に引き上げた。

※取組に係る他市の状況について, 札幌, 函館及び他の中核市1市の状況を記入して下さい。

5 評価等の結果

1次評価 (所管部局)	A	中核市等における実施状況等を踏まえながら, 利用者負担増も含めて, 見直しを進めていく。
行政評価懇談会 での主な意見	<p><対象事業等について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設や学校の空き教室を積極的に活用することによる経費の圧縮を検討する必要がある。 ・老人クラブを活用するなど地域の元気な高齢者とつながりが生まれるような連携策を検討してほしい。 ・空き定員がある幼稚園を活用するなどにより効果的に事業を実施してほしい。 <p><見直しの取組について></p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状のサービス内容からみると3,000円の負担は安い。 ・対象の子どもが増加していることからコストも増えるのは当然なので, 子どもを安心して預けられる場所を確保することを第一に, 値上げに対する理解を求めていく必要がある。 ・値上げの理解を求めると, 利用者ニーズに対応した環境整備を行うなどの検討も必要である。 ・幼稚園などでも毎月数万円かかることを考えると5,000円程度の負担は妥当である。 	

<p>2次評価 (行政評価 検討会議)</p>	<p>A</p>	<p>子どもを地域で安心して預けられる体制を整備するためには、一定程度の負担を求めていく必要があることから、利用者に値上げの必要性を丁寧に説明し、十分な理解を得られるよう努めること。 地域の元気な高齢者とのつながりを意識した取組や定員に空きがある幼稚園などの民間活用のほか、公共施設や学校の空き教室等を活用するなど、柔軟かつ効果的な運用の検討を進めていくこと。</p>
---------------------------------	----------	--

評価区分 A(予定どおり推進), B(見直し), C(取組中止)

○留守家庭児童会の運営負担金の見直しについて

1 制度の概要

(1) 目的

下校後、就労等により保護者が家庭にいない小学校児童を対象として、家庭的な雰囲気の中で健全な育成を助長し、指導に当たっては、児童の自主性を尊重しながら、家庭及び社会生活を営む上で必要な規律・礼儀・健康・安全など基礎的生活習慣を習得させることを目標としている。

(2) 実施状況

概ね各小学校において、校舎内又は学校敷地内で実施しており、スペース的に困難な場合は、近隣の民間住宅借上げ等により対応している。なお、平成27年度から、新たに民間事業者に対する補助制度を創設している。

平成27年度当初予算ベースの実施状況

設置・運営形態	設置場所等		か所数	定員	定員ベース 構成割合
公設公営	校舎内専用	余裕教室活用法	24	918	36.7%
		校舎内専用施設型	4	221	8.8%
	校舎内兼用		0	0	0.0%
	学校敷地内		20	838	33.5%
	民間住宅借上げ		12	402	16.1%
	公共施設活用		1	31	1.2%
	小計		61	2,410	96.4%
民設民営	小計		2	90	3.6%
合計			63	2,500	100.0%

平成27年度当初予算の概要（単位：千円）

予算事業名	報酬	需用費	委託料	使用料賃借	負担金補助	その他	歳出合計
留守家庭児童会 運営費	290,429	12,843	3,275	13,137	287	13,123	333,094
留守家庭児童会 開設費	11,089	12,453	934	3,258	8,526	3,732	39,992
留守家庭児童会 施設補修費	0	1,037	0	0	0	0	1,037
留守家庭児童会 複数校受入事業 費	0	0	3,148	0	0	0	3,148
歳出合計	301,518	26,333	7,357	16,395	8,813	16,855	377,271

2 本事業を取り巻く状況

(1) 放課後の居場所づくりの推進（別途方針作成予定）

- ・ 中核市において比較すると、一般的に放課後児童に対する取組として、本事業のほか、児童館、放課後子供教室を柱とし、保育の必要の有無に関わらず放課後の居場所づくりに係る関連事業を実施している。
- ・ 本市は、児童館が6か所、放課後子供教室が未実施となっており、旭川市子ども・子育てプランをもとに、施策推進に係る基本的な考え方を方針等として整理する予定。

(2) 事業の実施の在り方（別途方針作成予定）

- ・ 定員超過や児童一人当たりの面積基準等を満たしていない児童会があるなど、保育環境の充実が必要となっている。
- ・ 本市では公設公営で実施しているが、民間事業者等が運営に関わることにより、事業内容の充実を期待できる。

(3) 利用者負担の状況

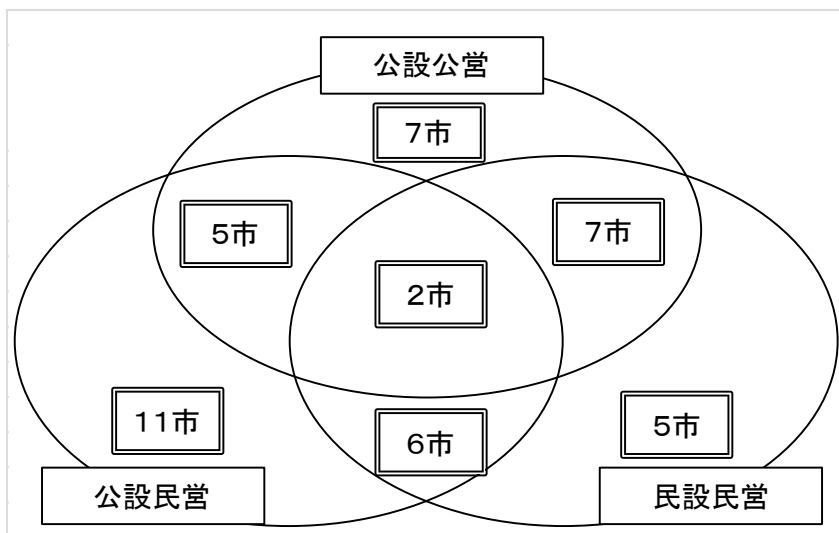
- ・ 昭和59年度に利用者負担として月額3,000円を設定し運営している。
- ・ この間、対象児童年齢の拡大や運営基準の見直し等を行っているほか、開設時間延長等のニーズへの対応も必要となっている。
そのため、子どもの保育環境の充実と保護者に対する利便性の向上を図るため、現行の利用者負担について見直しを行う。

3 中核市における実施状況（平成26年5月1日現在）

(1) 事業形態

- ・ 公設公営、公設民営、民設民営の3形態があり、本市は公設公営での実施となっている。公設公営のみでの実施は本市を含めて7市、他の形態で実施しているものも含めると、21市が公設公営の形態を実施している。

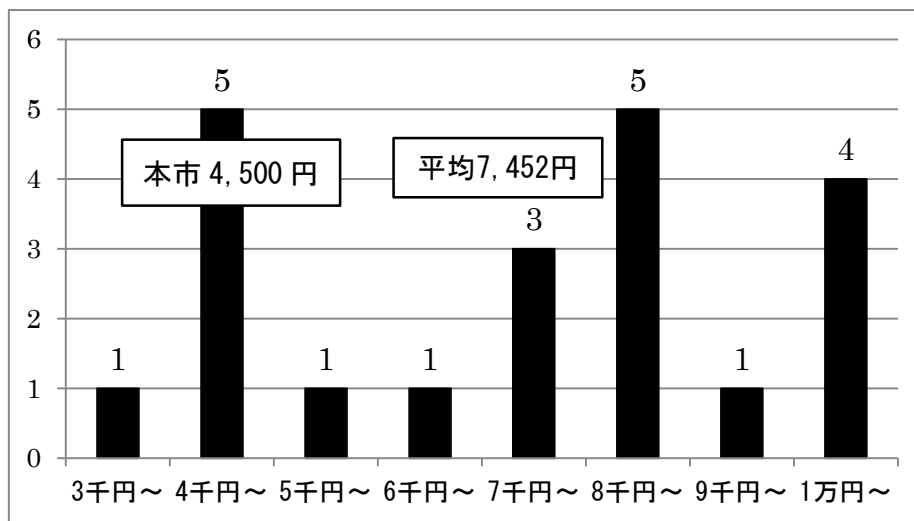
事業形態（公設公営・公設民営・民設民営）の状況



(2) 利用者負担

- ・ 本市においては、利用者負担として、月額利用料（3,000円）とともに、おやつ代（平均1,500円程度）を徴収しており、中核市においても、おやつ代を含めて月額利用料を設定又は別途徴収している。
- ・ なお、実施形態別の利用者負担の状況は、平均すると、公設公営と公設民営がほぼ同程度、民設民営がこれらよりも高い傾向にある。

中核市（公設公営）における利用者負担の状況（おやつ代1,500円として試算）

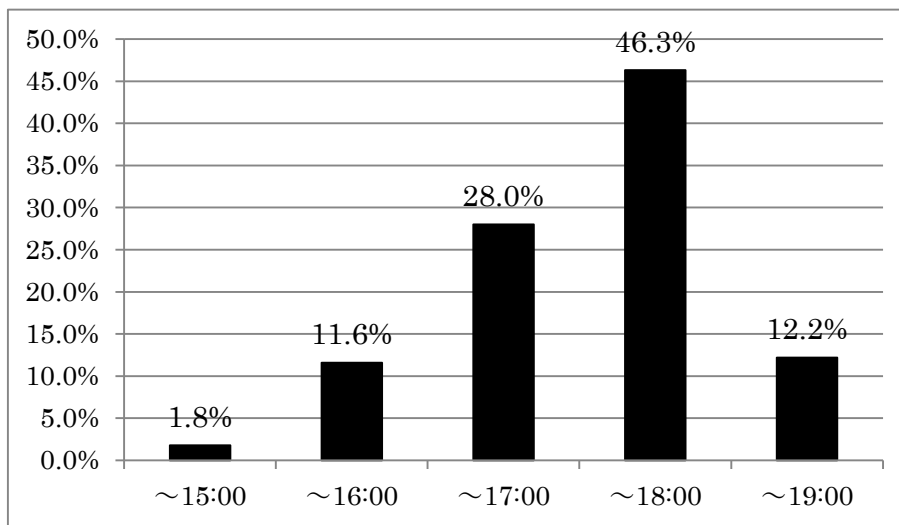


(3) 開設時間

ア 平日

- ・ 本市における平日の開始及び終了時間は、終業後、18:30までとしており、公設公営で実施している中核市と比較すると平均的な状況である。
- ・ また、平成25年度に、旭川市子ども・子育てプラン策定の基礎資料とするため、子育て中の保護者を対象として実施したニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）の状況からも、平日における開設時間については、概ね対応している状況にある。

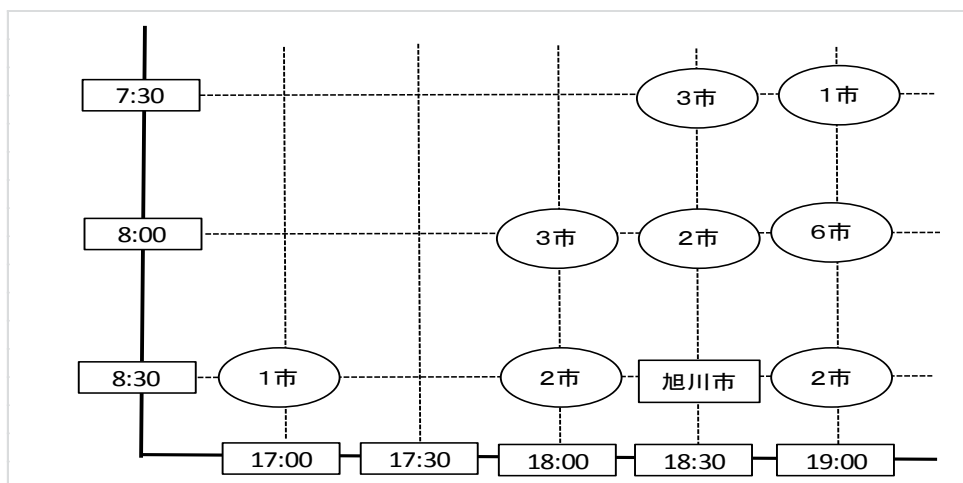
留守家庭児童会における利用時間の希望（ニーズ調査：小学校児童を持つ保護者）



イ 長期休業期間

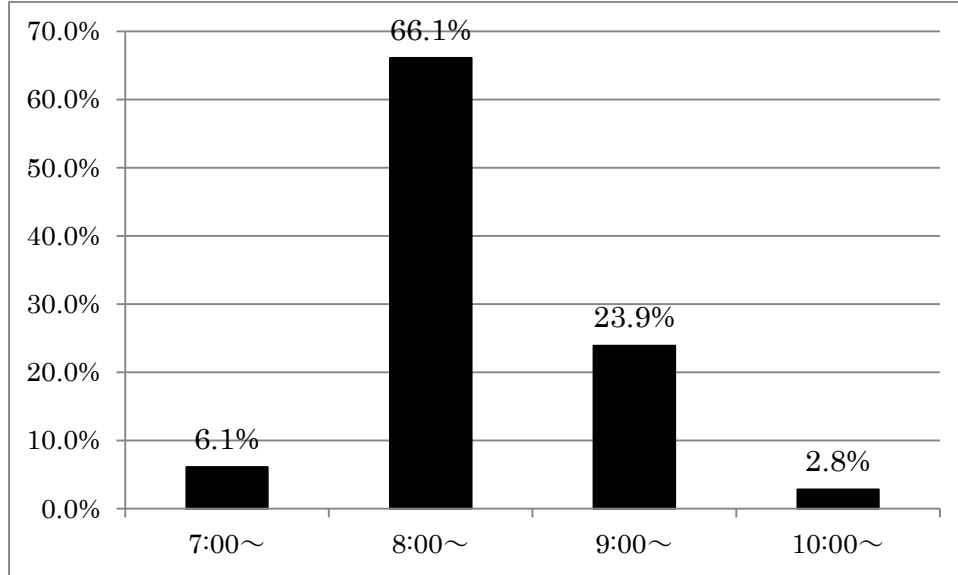
- ・ 本市における長期休業期間の開設及び終了時間は、8:30から18:30までとしており、公設公営で実施している中核市と比較すると、開始時間について、遅い状況にある。

中核市（公設公営）における長期休業期間の開始及び終了時刻の状況

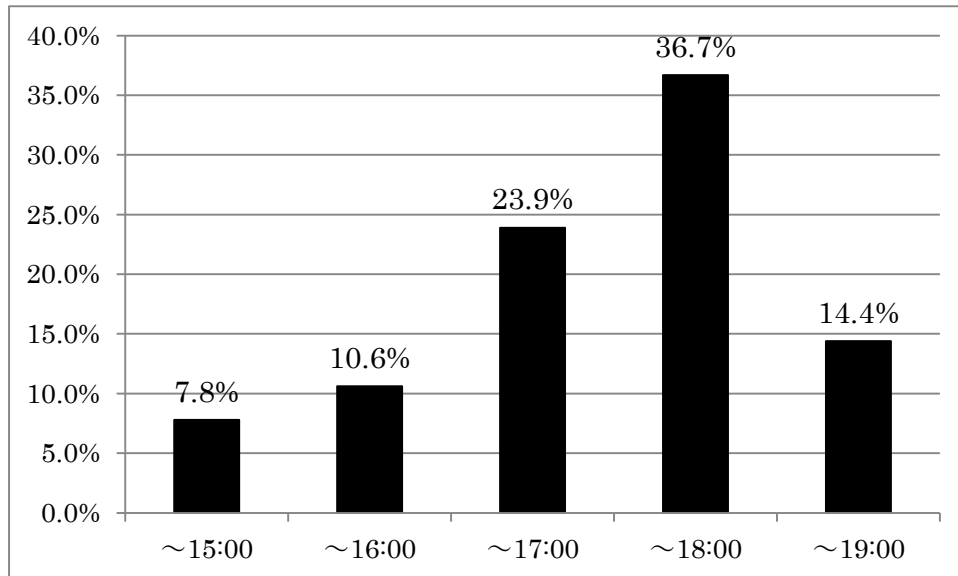


- ・ また、ニーズ調査によれば、特に、開始時刻については、30分程度早めることにより、多くのニーズに対応できる状況となっている。

長期休業期間における開始時刻の希望（ニーズ調査：小学校児童を持つ保護者）



長期休業期間における終了時刻の希望（ニーズ調査：小学校児童を持つ保護者）



4 見直しの方向性

事業実施に当たっての国の考え方や中核市における実施状況等を踏まえ、新たな水準として月額 5,000 円程度（おやつ代は別途）を目安とし、併せて、特に経済的支援の必要性が高い者に対する減免規定の充実等を検討する。

利用者負担と財源の状況

平成27年度当初予算 377,271千円		
国における目安:事業費の1/2を利用者負担		
国庫補助基準額(上限):266,652千円		
現行	【月額3,000円】 利用者負担 59,452千円	市負担額 51,167千円
		国 88,884千円
		北海道 88,884千円
		旭川市 88,884千円
国目安	【月額10,000円程度】 利用者負担 188,264千円	国 63,002千円
		北海道 63,002千円
		旭川市 63,003千円
国補助最大	【月額5,000円程度】 利用者負担 110,619千円	国 88,884千円
		北海道 88,884千円
		旭川市 88,884千円
中核市平均	【月額6,000円程度】 利用者負担 118,904千円	国 86,122千円
		北海道 86,122千円
		旭川市 86,123千円

平成27年度当初予算（区分別の内訳）

区分	入会人数	利用者負担
非減免	1,719 人	月額 3,000 円
準要保護	718 人	月額 1,500 円
要保護	63 人	免除
合計	2,500 人	—

※ これらの区分は、教育委員会が認定した就学援助基準をもとに適用